



岩屋の大杉



法恩寺のねまり杉



薬師の大いちょう



トリゴニオイデス等包含層



片瀬の大杉



伊良神社のケヤキの群生



ミチノクフクジュソウ自生地

○勝山市景観計画説明会における市民の意見

勝山市景観計画の策定に当たっては、市民アンケートや地区別説明会を行い、意見を集約しながら計画策定を進めてきました。

以下、説明会での質疑・意見と回答の内容です。

勝山市景観計画案に対する市民の意見を6つの観点に分類

No.	分類	市民の意見	市の回答	反映ページ
1	賛同意見	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区においても、地区指定を行い、景観の指導が行われるべきで、その仕組みが必要。(村岡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が一方的に地区指定を行うのではなく、地区住民が話し合って、市と共同で景観形成のためのルール作りを進める必要があります。 	77 ページ
		<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画は、非常に立派な計画である。(勝山地区) ・先進的な飯山市の屋外広告物規制のように、さらに規制の強化が必要。公共の看板にも問題がある。(荒土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画案にあるとおり、屋外広告物禁止地域の設定や大規模行為の届け出制度によって、適切な指導を行うべきと考えます。公共から率先して適正化を図ることとします。改修時期を見て、デザイン統一や場所の集約化が考えられます。 	39 ページ 51 ページ 67 ページ (屋外広告物)
2	景観改善の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の改善 (村岡) ・松枯れの山の改善 (村岡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地、松枯れについては、適正管理の方向性を記述します。 	26 ページ 28 ページ 29 ページ (松枯れ)
		<ul style="list-style-type: none"> ・資材置き場の改善 (村岡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の大きいものは、届け出を必要とし、緑化等の目隠し措置等を指導できるようになります。 	50 ページ (資材置き場)
		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報の活用が必要。(北谷) 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なことは、景観計画の中では定められないが、方針の中で記述したい。 	27 ページ (空き家)
		<ul style="list-style-type: none"> ・山土砂の採取に対し、市からの指導の徹底を求める。(北郷) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂採取に対する景観対策については、大規模行為の届け出制度において、遮蔽措置や土砂採取後の緑化による現状復旧を指導する予定です。 	50 ページ (土石採取)
		<ul style="list-style-type: none"> ・公園の樹木や街路樹は、自慢の景観であり、落ち葉の始末が大変だが、自分の家の前は、自分で掃除するべき。(勝山地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民共有の財産として、市民協働しての手入れをお願いします。 	76 ページ (公園樹木 ・街路樹の落ち葉)

3	<p>景観対策の提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝山らしさのデザインの基準を定めて統一性を出すと良い。(猪野瀬) ・ 遺跡、史跡の保存を組み込んだ景観計画であってほしい。(猪野瀬) ・ 景観計画の実施は、市だけでは出来ず、市民、事業者と横断的な取り組みが必要。(野向) ・ 荒れた農地に、ドングリやナラの広葉樹を植え、グリーンベルトにすると景観に良い。熊対策ともなる。(野向) ・ 九頭竜川は、重要な景観であり、中州や高水敷の樹木は、伐採を始め適切な管理が必要。(北郷、遅羽) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見を参考にします。 ・ 景観計画には、遺跡、史跡の景観的な価値を活かした景観形成の方針を掲げています。 ・ 景観計画では、市民、事業者、市の協働による景観形成の推進を記述します。 ・ 農業振興施策と調整が必要と考えています。 ・ 河川管理者の県は計画的に毎年区間を定めて伐採等の植生管理を行っています。市としても九頭竜川は重要公共施設に定めて、県へは適切な植生管理をお願いしているところです。 	<p>(勝山らしいデザイン)</p> <p>24 ページ 35 ページ (史跡)</p> <p>24 ページ 76 ページ (協働)</p> <p>75 ページ (農地)</p> <p>71～73 ページ (河川内樹木)</p>
4	<p>規制に対する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の田んぼの畦畔を直す際、コンクリートでなく石積みを強制するものか。(村岡、北谷) ・ 景観計画により法的制限がかかれば、経済効果に悪影響が生じるのではないか。(猪野瀬) ・ 法的強制力はどの程度か。(野向、鹿谷) ・ 景観を阻害する建築物は事前に規制が必要。出来てしまってからでは遅い。(野向) ・ 景観計画で色を制限するというが、色は個人の自由である。(北郷) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石積みを強制することまでは出来ないと考えている。特別にそういった区域を定めることもできるが、地区の方々の理解が必要。 ・ 景観計画では、大規模行為に対し、景観に対する配慮を求めるもので、行為そのものを制限するものではない。 ・ 勝山市景観条例によって指導、勧告までが行われます。(最終案では、大規模行為について変更命令も可能とした。) ・ 勝山市内全域における大規模行為や特定景観計画区域内における建築物等は、届け出が必要となり、建造物が出来る前に、市から景観に配慮した指導を行うことが出来るようになります。 ・ すべての建物が指導の対象となるのではなく、景観に大きな影響を与える壁面 500 m²以上の大規模な建築 	<p>74 ページ 28 ページ 41 ページ (石積み)</p> <p>46 ページ～ 51 ページ</p> <p>43 ページ</p> <p>43 ページ</p> <p>44 ページ 47 ページ (色)</p>

			物が対象となるもので、色の制限は、その他の項目とともに、勝山市の景観形成にとって最低限必要な制限と考えています。	
5	景観補助要望	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内で発生した耕作放棄地に対する補助はないか。景観を残していくためには補助が必要。(猪野瀬) 景観計画と農業振興策との調整が必要。(野向) 指導勧告と併せて、補助が必要。(鹿谷) 景観重要建造物や樹木に指定されると制限がかかるのだから、補助が必要。(荒土) シバザクラがきれい。農業政策とも連携しながら補助出来ないか。(平泉寺) 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内は、宅地利用を推進する土地として位置付けていることから現時点での補助制度はない。今後の検討課題であります。 未来に残したいふるさとの風景は田園集落景観が主体であり、農業によって景観が保全されていることから、農業振興策が重要です。 歴史的まちなみ景観創出事業により景観形成地区内の歴史的建造物の外観改築に対しては、補助を行っているが、市全域対象の大規模行為に対しては、今のところ補助は予定していない。 個人の財産を、公の財産と捉えて制限を掛けるのだから、何らかの補助制度を検討すべきと考えています。 農業政策の中で、すでに補助制度はあるが、それらと連携した取り組みも検討したい。 	<p>(補助制度)</p> <p>75 ページ (農業)</p> <p>(補助制度) 76 ページ</p> <p>(補助制度) 65 ページ</p> <p>76 ページ</p>
6	個別の景観事例についての意見	<ul style="list-style-type: none"> 弁天桜の老朽化対策が必要(村岡) 七里壁の保存が必要。(猪野瀬) 大きなモミジが枯れそうなので、根の周りの舗装が問題。(北郷) 南大橋付近の桜並木をのばし、弁天桜とつなげば、景観良好で観光的にもよい評価を得られると思う。 バンビラインとカタクリは景観としても重要。(遅羽) 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な景観形成のために、さまざまな施設の保全が考えられるが、景観計画では、その方向性を定め、具体的な方策に関しては、個別の管理者による事業によって適切な改善が必要です。景観計画で、個々の事例についての具体的な対策は、対応できるものではないが、それぞれについて検討が必要。 勝山市の重要な資源だと認識している。 	<p>41 ページ</p> <p>24 ページ</p> <p>10 ページ</p>

		・七里壁をのこすためにしっ かりとした管理をしてい ただきたい。(勝山地区)	37 ページ
--	--	--	--------

地区別説明会における市民の意見

No.	説明会	市民の意見	市の回答
1	22. 10. 21 村岡地区	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地、松枯れ、資材置き場等について、景観計画の中で対策があるのか。 ・村岡地区も本町通りのように、特定地区に指定して、景観の指導が行われる仕組みが必要。 ・個人の農地の畦畔を石積みに義務付けられるのか。その場合の補助があるのか。 ・弁天桜の老朽化はどう計画するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地、松枯れについては、適正管理の方向性のみ述べます。 ・資材置き場については、一定規模以上の大きいものは、届け出を必要とし、緑化等の目隠し措置を指導できるようになります。 ・地区住民が話し合って、景観形成のためのルール作りを作ることが出来ます。 ・石積みを強制することまでは出来ないと考えています。 ・今ある木を少しでも長生きさせる方策を行っています。
2	22. 10. 22 猪野瀬地区	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画により法的制限がかかれば、経済効果に悪影響が生じるのではないか。 ・用途地域内での耕作放棄地に対しての対策、補助はないか。 ・景観を残していくためには補助が必要。 ・勝山らしさのデザインの基準を定めて統一性を出してはどうか。 ・猪野瀬には史跡が多い。遺跡、史跡の保存を組み込んだ景観計画であってほしい。 ・七里壁を組み込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画では、大規模行為に対し、景観配慮の指導を行うが、禁止や制限をするものではありません。 ・用途地域内の農地については、宅地利用促進を図る方針の土地であるので、農地保全目的の補助制度はない現状です。 ・すでに歴史的まちなみ景観創出事業により建物等の外観に対して補助を行っています。 ・今後の検討の参考にします。
3	22. 10. 25 野向地区	<ul style="list-style-type: none"> ・規制力はどの程度か。 ・景観を害する建築物を規制できないか。 ・景観を阻害するようなものが出来てしまってからでは遅い。 ・景観計画は、市だけでは出来ない。いろいろな組織と横断的に取り組むことが必要。 ・野向には、素晴らしい景観、残 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準は必ず守ってほしい義務、指針はお願い程度。 ・許可でなく届出制度であり、行為自体を制限するものでなく、基準に沿った景観配慮を指導する制度です。

		<ul style="list-style-type: none"> したい建築物がある。 荒れた農地に、ドングリやナラの広葉樹を植えグリーンベルトにするとよい。 景観計画と農業振興の調整を願う。 滝波川の河川内の立木管理を適切に。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の県には、適正管理をお願いしている。
4	22. 10. 26 北谷地区	<ul style="list-style-type: none"> 空き家情報は景観計画と関連しているのか。 田んぼの畦畔を改修する際、コンクリートに出来ない規制となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の中では、方針を記述したい。 大規模行為に該当する場合、ある程度の景観配慮の指導がなされますが、個人の規模ならば届け出義務がなく強制力はありません。景観計画の中では、山地集落や田園集落の景観に配慮する市民意識の啓発を、文言でのみ述べます。
5	22. 10. 27 北郷地区	<ul style="list-style-type: none"> 大きなモミジの木があるが、根の上まで舗装されて枯れて来ているため、保存の対策が必要。 山土砂の採取に対し、市から適切な指導をすべき。 九頭竜川の中州や高水敷の樹木は、伐採管理すべきで、景観が悪い。 景観計画で色を制限するというが、それは個人の自由である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市からは、まちづくり景観条例により、緑化をお願いしています。新たな景観条例では、緑化を義務付けていきます。 河川管理者の県奥越土木事務所に適切な植生管理をお願いしています。 すべての建物が指導の対象となるのではなく、景観に大きな影響を与える壁面 500㎡以上の大規模な建築物が対象となるもので、勝山市の景観形成にとって最低限必要な制限と考えています。
6	22. 10. 29 遅羽地区	<ul style="list-style-type: none"> 九頭竜川は、重要な景観であり、雑木が放棄状態であり、河積阻害対策等の維持管理が出来ていない。 景観計画には、具体的な事業が見えない。 寺は、鉄筋コンクリートで建て替えるのは、風情なく景観に良くない。だから、景観重要建造物の指定対象から外さなくて良い。 南大橋付近の桜並木のばし、弁天桜とつなげて、観光的にもよい評価を得られると思う。 バンビラインとカタクリは景観としても重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者の県は計画的に毎年区間を定めて伐採等の植生管理を行っています。市としても九頭竜川は重要公共施設に定めて、県へは適切な植生管理をお願いしているところです。 景観計画は、具体的な事業化について計画するものではなく、景観の保全と形成の方針を決めるためにあります。 景観法は、景観の保全と形成に向けての市民の取り組み方針を定めて、市民の意識向上を図るものです。具体的事業は、景観計画を策定した後に、関係施策ごとに推進していく予定です。 有りうることです。参考にします。 桜堤は、重要な景観です。個人の土地の提供が得られれば実現可能です。 勝山市の重要な資源であると認識している。

7	22.11.2 鹿谷地区	<ul style="list-style-type: none"> ・法的な措置はどの程度か？ ・平成7年制定のまちづくり景観条例による成果は？ ・指導勧告と併せて、補助が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、勧告までです。 ・景観形成地区の指定や大規模行為の届け出制度により、電波塔において、目隠しとなる生垣の設置および茶系色塗装、自販機の茶系色塗装などが成果。 ・景観形成地区内などの歴史的建造物の外観改築に対し補助している。市全域対象の大規模行為に対しては、補助は予定していません。
8	22.11.10 平泉寺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な幹線道路沿いと他の地域との違いは？ ・景観重要公共施設で、県道平泉寺大渡線が巡見橋までなのはなぜか？ ・シバザクラがきれい。景観補助出来ないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に幹線道路沿いは眺望景観に配慮した内容の景観形成基準が必要と考えています。 ・平泉寺の史跡範囲までとしていますが、検討したい。 ・農地・水・環境対策補助事業で景観作物を推進しています。
9	22.11.11 勝山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や街路樹の落ち葉の始末が大変なので、常緑樹に変えたい。 ・自分の家の前は、自分で掃除するのが当たり前である。 ・七里壁でコンクリート壁にしてしまった場所があり、景観が悪くなった。開善寺裏の未整備と若猪野のコンクリート壁。 ・他の地区ではどんな意見だったか。 ・景観計画は、非常に立派な計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木は、重要な景観要素であり、管理を協力してやっていきたい。 ・個人の自由との意見はあった。しかし、規制の対象になるのは、景観に影響ある大規模な行為であり、ある程度の規制が必要との理解が得られた。屋外広告物規制については、反対は無く、一様に必要との意見であった。
10	22.11.12 荒土地区	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物や樹木に指定されると制限がかかるだけでなく、補助が必要。 ・先進地飯山市の屋外広告物規制を見習うと良い。小さい看板に統一していた。 ・国道416号沿いの他の地区の意見はどうだったか。 ・公共の看板にも問題がある。 ・現在、電柱に巻く広告は可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の財産を、公の財産と捉えて制限を掛けるのだから、何らかの補助制度を検討すべきと考えています。すでに、歴史的まちなみ景観創出事業により建物外観改修補助を行ってきて、すでに60件を越す実績があります。 ・今後市民、関係者からの意見を聴いていきます。 ・いずれの地区も、景観重視の意識は高い。しかし、個人の財産に制限はしてほしくないとの意見は、一様にある。 ・公共から率先して適正化を図ることとします。改修時期を見て、デザイン統一や場所の集約化が考えられる。 ・現在は可能。将来方針は不可。

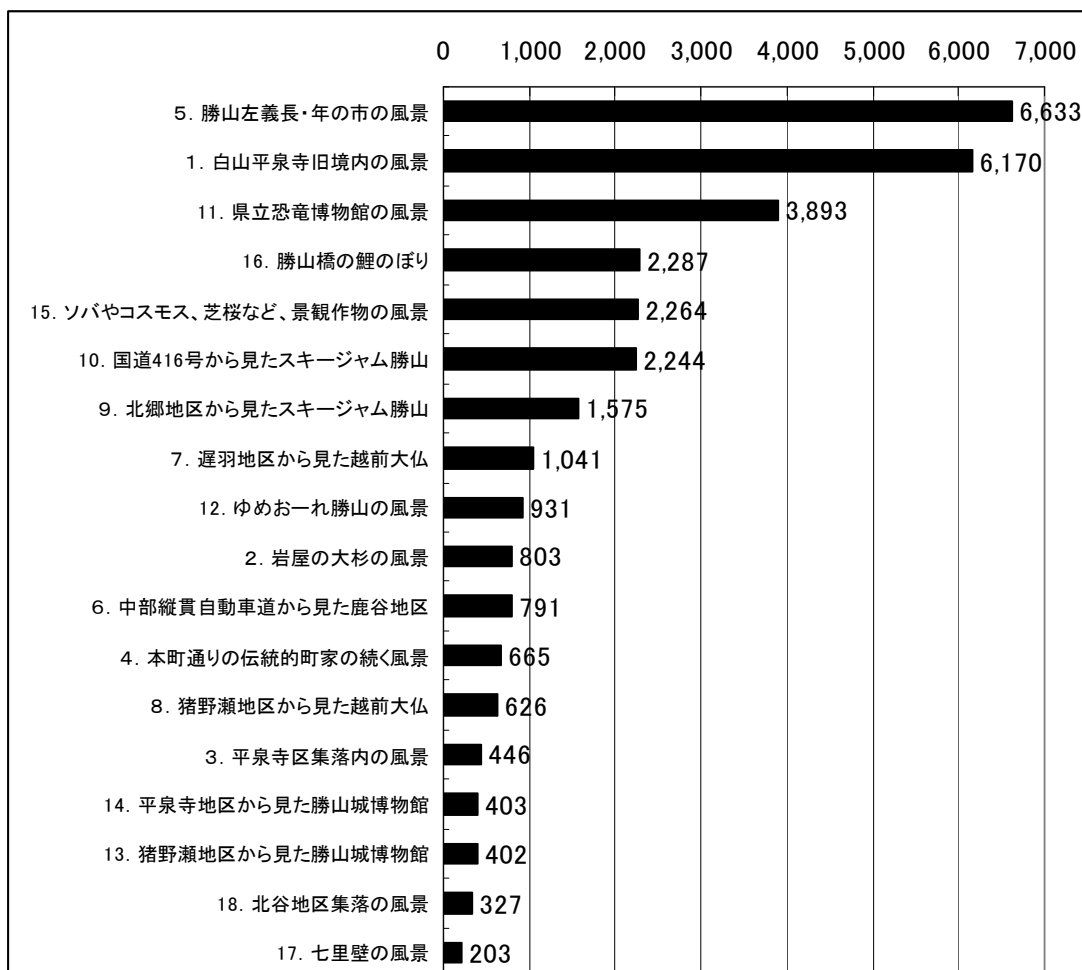
○ 第5次勝山市総合計画策定のための市民アンケートの結果（景観に関する項目）

期 間：平成21年12月24日～平成22年1月18日
回 答 者：19歳以上のすべての市民
回答者数：15793人

問36 勝山市内で、あなたが好きな風景をそれぞれの項目の中からお選びください。
 (○はそれぞれの項目ごとに3つまで)

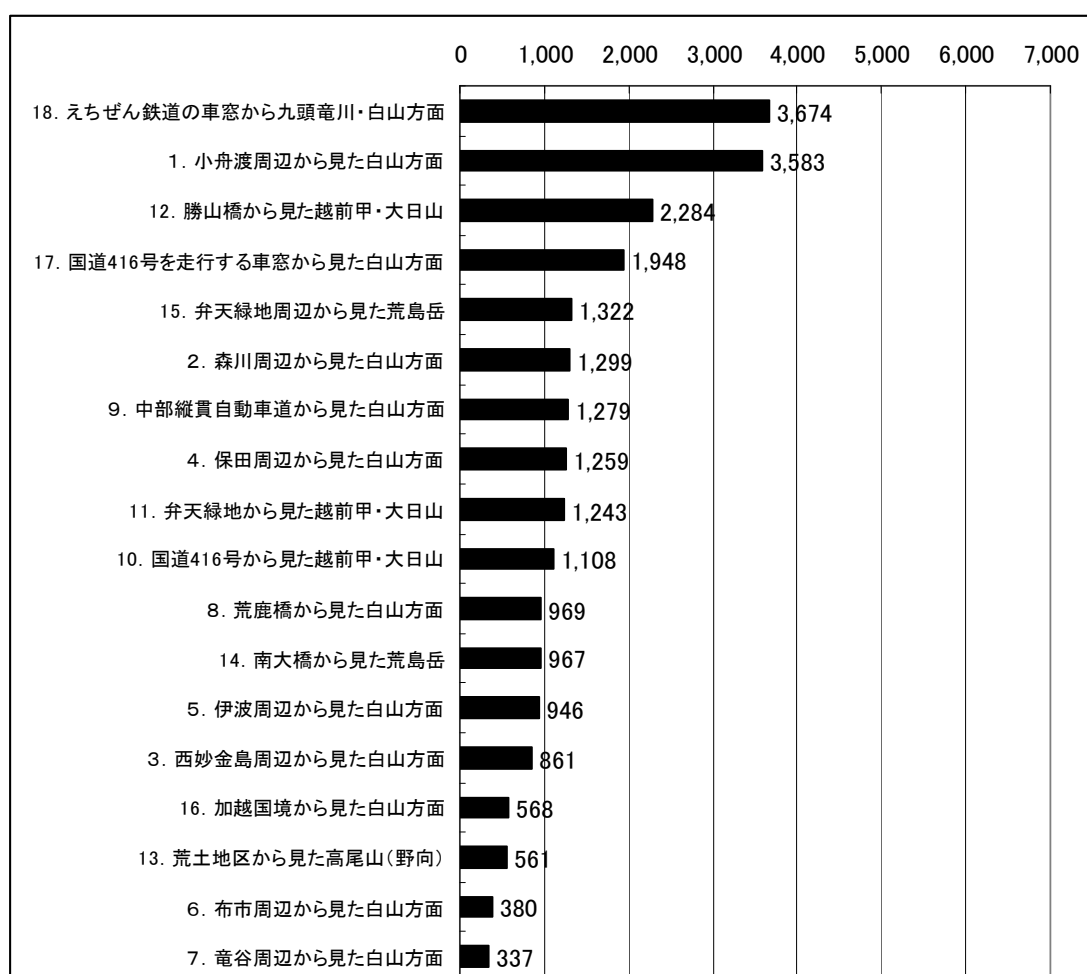
<歴史・まち集落・施設風景>

1. 白山平泉寺旧境内の風景	10. 国道416号から見たスキージャム勝山
2. 岩屋の大杉の風景	11. 県立恐竜博物館の風景
3. 平泉寺区集落内の風景	12. ゆめおーれ勝山の風景
4. 本町通りの伝統的町家の続く風景	13. 猪野瀬地区から見た勝山城博物館
5. 勝山左義長・年の市の風景	14. 平泉寺地区から見た勝山城博物館
6. 中部縦貫自動車道から見た鹿谷地区	15. ソバやコスモス、芝桜など景観作物
7. 遅羽地区から見た越前大仏	16. 勝山橋の鯉のぼり
8. 猪野瀬地区から見た越前大仏	17. 七里壁の風景
9. 北郷地区から見たスキージャム勝山	18. 北谷地区集落の風景（場所： ）



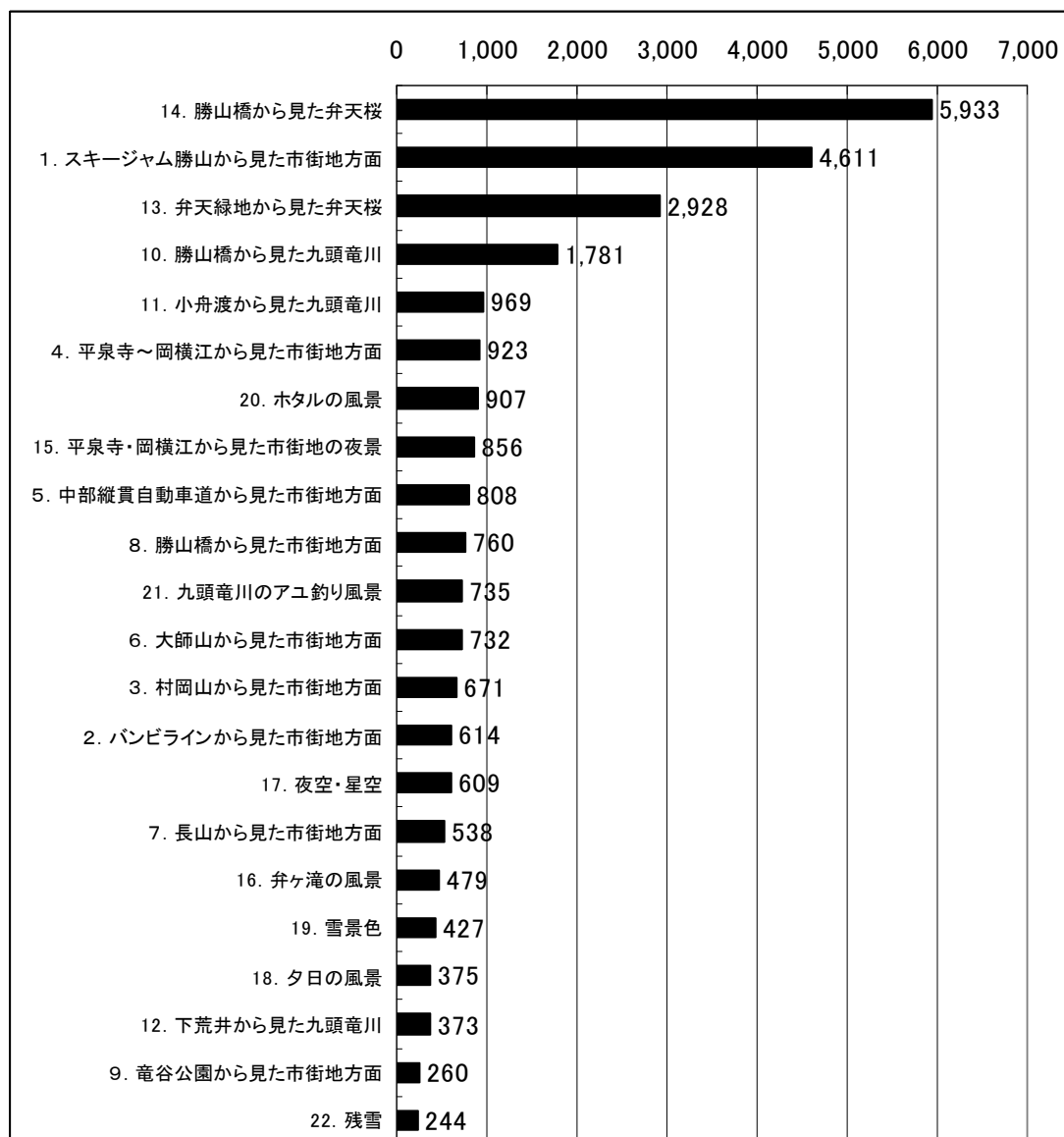
<眺望・自然風景 ①>

1. 小舟渡周辺から見た白山方面	10. 国道416号から見た越前甲・大日山
2. 森川周辺から見た白山方面	11. 弁天緑地から見た越前甲・大日山
3. 西妙金島周辺から見た白山方面	12. 勝山橋から見た越前甲・大日山
4. 保田周辺から見た白山方面	13. 荒土地区から見た高尾山（野向）
5. 伊波周辺から見た白山方面	14. 南大橋から見た荒島岳
6. 布市周辺から見た白山方面	15. 弁天緑地周辺から見た荒島岳
7. 竜谷周辺から見た白山方面	16. 加越国境から見た白山方面
8. 荒鹿橋から見た白山方面	17. 国道416号を走行する車窓から見た白山
9. 中部縦貫自動車道から見た白山方面	18. えちぜん鉄道の車窓から九頭竜川・白山

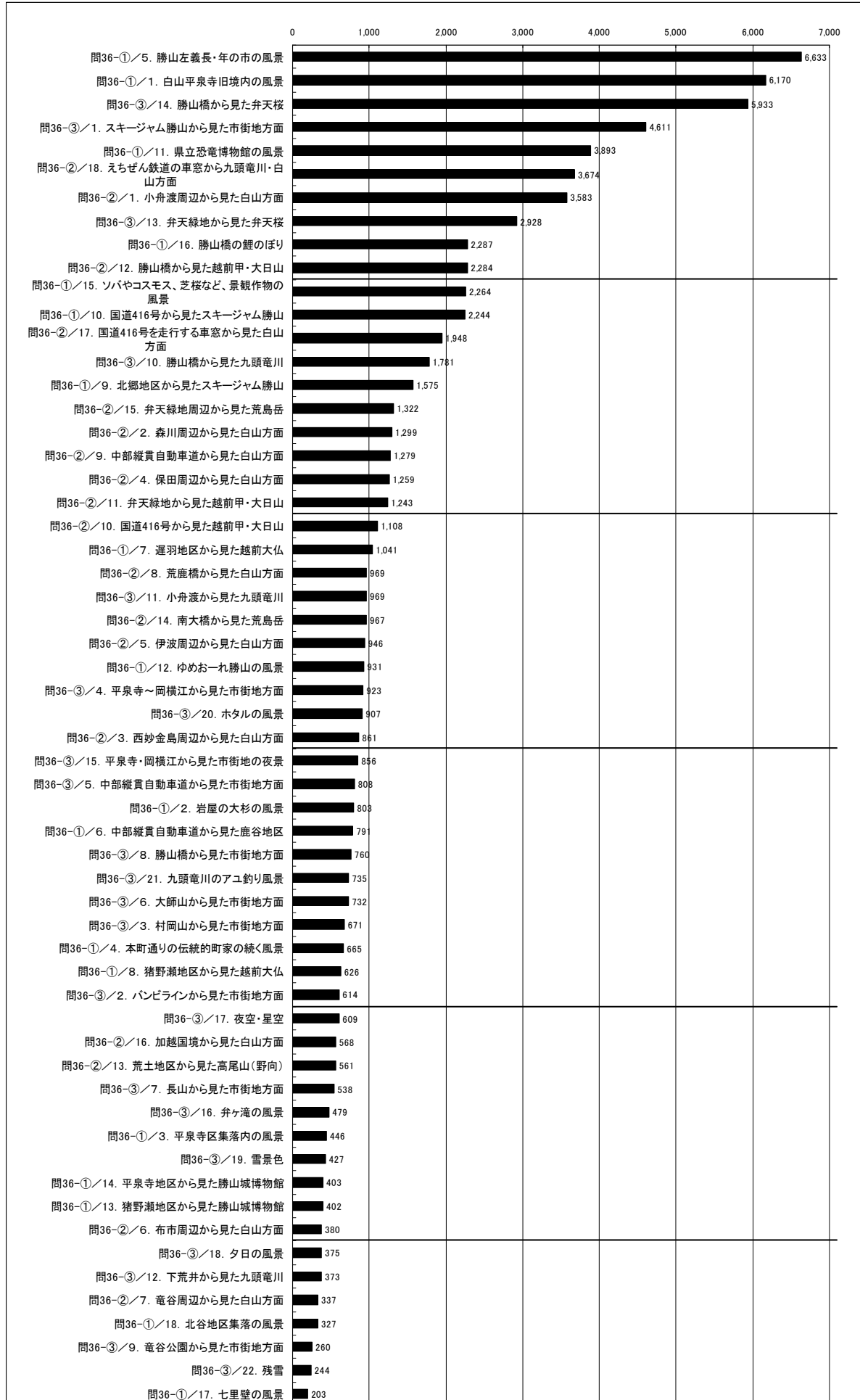


<眺望・自然風景 ②>

1. スキージャンプ勝山から見た市街地方面	12. 下荒井から見た九頭竜川
2. バンビラインから見た市街地方面	13. 弁天緑地から見た弁天桜
3. 村岡山から見た市街地方面	14. 勝山橋から見た弁天桜
4. 平泉寺～岡横江から見た市街地方面	15. 平泉寺・岡横江から見た市街地の夜景
5. 中部縦貫自動車道から見た市街地方面	16. 弁ヶ滝の風景
6. 大師山から見た市街地方面	17. 夜空・星空（場所： ）
7. 長山から見た市街地方面	18. 夕日の風景（場所： ）
8. 勝山橋から見た市街地方面	19. 雪景色（場所： ）
9. 竜谷公園から見た市街地方面	20. ホタルの風景（場所： ）
10. 勝山橋から見た九頭竜川	21. 九頭竜川のアユ釣り風景（場所： ）
11. 小舟渡から見た九頭竜川	22. 残雪（場所： ）

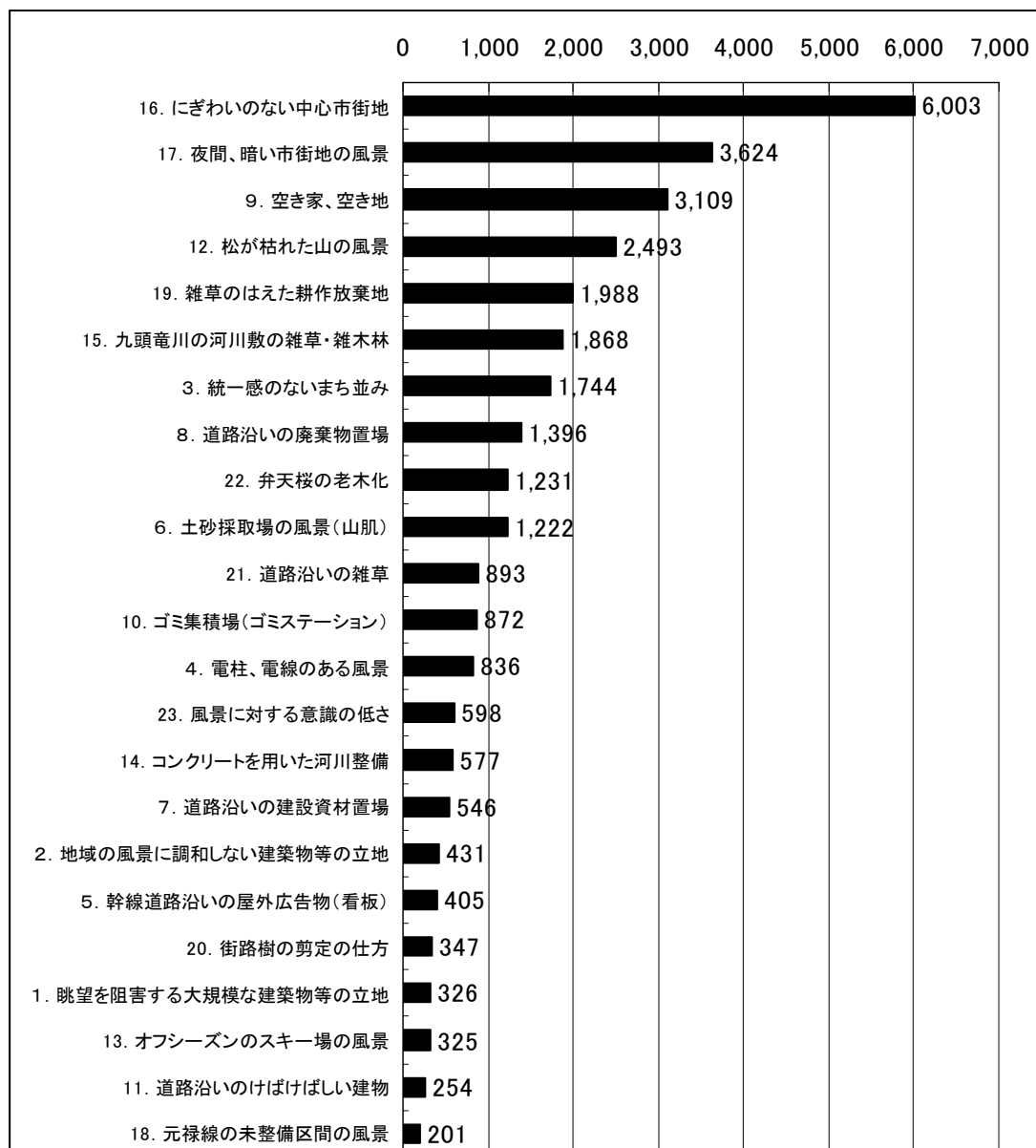


全体



問 37 勝山市の風景で、問題だと思ふところ、何とかならないものかと思ふことは何ですか。
 (〇は3つまで)

1. 眺望を阻害する大規模な建築物等の立地	13. オフシーズンのスキー場の風景
2. 地域の風景に調和しない建築物等の立地	14. コンクリートを用いた河川整備
3. 統一感のないまち並み	15. 九頭竜川の河川敷の雑草・雑木林
4. 電柱、電線のある風景	16. にぎわいのない中心市街地
5. 幹線道路沿いの屋外広告物(看板)	17. 夜間、暗い市街地の風景
6. 土砂採取場の風景(山肌)	18. 元禄線の未整備区間の風景
7. 道路沿いの建設資材置場	19. 雑草のはえた耕作放棄地
8. 道路沿いの廃棄物置場	20. 街路樹の剪定の仕方
9. 空き家、空き地	21. 道路沿いの雑草
10. ゴミ集積場(ゴミステーション)	22. 弁天桜の老木化
11. 道路沿いのけばけばしい建物	23. 風景に対する意識の低さ
12. 松が枯れた山の風景	



○ 景観計画策定の経緯

事 項	時 期	備 考
第7回勝山市景観審議会	平成21年 4月27日	ワーキング部会設置について
第1回庁内検討委員会	平成21年 6月 2日	H21年度、H22年度にワーキング部会ごとに開催（第5回まで）
第1回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成21年 8月 7日	委嘱式 部会長選出
第2回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成21年 9月18日	勝山市の景観特性について 基本目標・基本方針について
総合計画策定地域別懇談会 ミニアンケート調査の実施	平成21年 8月～10月	総合計画と合同開催 公民館区ごとに開催
第3回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成21年12月 1日	重点地区の確認、基本目標・基本方針、景観計画区域について
第8回勝山市景観審議会	平成22年 1月13日	中間報告
市民アンケートの実施	平成22年 1月	総合計画アンケートで同時に実施
第4回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成22年 3月 9日	行為の制限に関する事項について、福井百景について
第5回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成22年 6月 8日	屋外広告物について 景観重要公共施設等について
県事前協議	平成22年 6月24日	屋外広告物について 景観重要公共施設等について
第6回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成22年 8月27日	素案の作成
第9回勝山市景観審議会	平成22年 9月 2日	素案の審議
議会説明	平成22年 9月13日	素案説明
素案概要について広報に掲載	平成22年10月～12月	10月号、11月号、12月号
素案概要について市民説明会	平成22年10月21日～ 平成22年11月12日	公民館ごとに説明
まちづくりセミナー	平成22年12月20日	講演（内村雄二） 勝山市景観計画について
第10回勝山市景観審議会	平成23年 5月10日	平泉寺区景観形成地区指定について
第7回勝山市景観計画策定 ワーキング部会	平成23年 5月11日	原案について
第11回勝山市景観審議会	平成23年 5月30日	原案の審議
議会説明	平成23年 6月10日	原案説明
パブリックコメントの実施	平成23年 6月10日～ 平成23年 7月12日	
第12回勝山市景観審議会	平成23年 8月26日	原案変更の審議
景観審議会から市長へ答申	平成23年 8月30日	
公告・縦覧	平成23年 9月 7日～ 平成23年 9月29日	
第43回勝山市都市計画審議会	平成23年10月21日	原案について意見を聴く 重点地区についてその他の地区を追加
告示、永久縦覧	平成23年12月 1日	

○勝山市景観審議会委員名簿

会 長	吉 田 純 一	福井工業大学教授
副 会 長	内 村 雄 二	福井工業大学教授
委 員	大 平 重 衛 門	勝山観光協会
委 員	佐 野 光 臣	勝山市文化財保護委員
委 員	高 橋 英 一	奥越土木事務所建築課
委 員	南 部 謙 治	福井県建築士会勝山支部
委 員	小 寺 恵 美 子	男女共同ネットワーク
委 員	木 村 美 智 子	三室小学校長
委 員	藤 田 幸 輝	勝山写真クラブ
委 員	深 谷 久 枝	勝山市エコミュージアム推進協議会
委 員	林 昭	勝山青年会議所
委 員	和 田 耕 三	勝山商工会議所
委 員	倉 田 源 右 三 郎	市議会議員
委 員	松 山 信 裕	市議会議員

○勝山市景観計画策定ワーキング部会委員名簿

部 会 長	内 村 雄 二	勝山市景観審議会副会長
副 部 会 長	杉 平 信 夫	勝山市区長連合会
委 員	深 谷 久 枝	勝山市エコミュージアム協議会
委 員	玉 木 清	勝山商工会議所
委 員	木 下 孝 雄	勝山観光協会
委 員	林 昭	勝山青年会議所
委 員	小 寺 恵 美 子	男女共同ネットワーク
委 員	斎 藤 一 男	勝山市農業委員会
委 員	佐 野 光 臣	勝山市文化財保護委員会
委 員	南 部 謙 治	福井県建築士会勝山支部
委 員	辻 健 治	勝山建築業組合
委 員	横 井 秀 世	勝山建設業会
委 員	清 水 吉 雄	勝山市景観審査会
委 員	宮 下 真 治	福井県土木部都市計画課 (H21 年度)
委 員	谷 口 直 子	福井県総合政策部ふるさと地域振興課
委 員	松 山 理 恵	一般公募
委 員	中 桐 隆 博	一般公募
委 員	奥 田 夏 規	一般公募

勝山市景観計画

発行 平成 23 年 12 月

編集 勝山市 建設部 都市政策課

〒911-8501 福井県勝山市元町 1 丁目 1-1

TEL : 0779-88-8108 FAX : 0779-88-8119

E-mail : toshi@city.katsuyama.lg.jp